

報告事項 ア

改訂版鳥取県幼児教育振興プログラムについて

改訂版鳥取県幼児教育振興プログラムについて、別紙のとおり報告します。

平成25年1月15日

鳥取県教育委員会教育長 横濱 純一

鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）

～ 遊びきる子ども ～

（平成25年1月11日）



平成25年3月

鳥取県教育委員会

はじめに

鳥取県教育委員会では、このたび平成16年5月に策定した「鳥取県幼児教育振興プログラム」を改訂し、今後の幼児教育の充実に向けた方向性や取組を示す「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」を策定しました。

近年、子どもたちや保護者を取り巻く社会環境の変化とともに、人間関係の希薄化、家庭や地域の教育力の低下などが懸念されています。幼児においても、外遊びや直接体験、子ども同士が群れて遊ぶ機会の不足、基本的な生活習慣の自立の遅れなどの傾向が見られます。また、保護者が子育てに不安や悩みを抱えている現状もあります。さらに、いじめ問題は全国的に深刻な状況であり、幼い頃から、生命を尊重する心、思いやりや社会性、規範意識や道徳性、感動する心など豊かな人間性を育成するため、心の教育の充実が最も重要な課題であることを改めて感じています。

平成18年に改正された教育基本法に「幼児期の教育」が新たに規定され、平成19年の学校教育法の改正において、幼稚園が義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして学校種の中での位置付けが見直されました。また、平成20年3月に改訂された幼稚園教育要領と保育所保育指針の中では、幼稚園・保育所において生きる力の基礎となる質の高い「幼児教育・保育」が求められています。

今、就学前教育の重要性が一層指摘されています。本プログラムは、鳥取県の幼児教育はどうあるべきかを明確にし、今後の幼児教育の指針として提案するものであり、各市町村及び幼児教育関係者において、積極的に活用されることを望んでいます。

最後になりましたが、本プログラム作成のために真摯に御協議いただいた鳥取県幼児教育振興プログラムの改訂に係る検討委員会委員並びにアドバイザーの皆様をはじめ、多くの意見を寄せていただいた皆様に深く感謝申し上げます。

平成25年3月

鳥取県教育委員会教育長 横濱 純一

目次

- 「遊びきる子ども」をめざして・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）の全体像・・・・・・・・・・ 2

第Ⅰ章 改訂の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第Ⅱ章 鳥取県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第Ⅲ章 めざす子どもの姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

1 遊びきる子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

2 遊びの中の学び・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

3 育ちと学びの連続性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

幼児期の子どもたちにとって「遊びきる」ことの意味を考えます。



第Ⅳ章 推進の柱と基本方針及び目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第Ⅳ章の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

1 幼児教育・保育内容の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

- (1) 幼稚園教育要領・保育所保育指針に沿った幼児教育・保育の展開・・ 19
- (2) 幼児教育・保育環境の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- (3) 特別支援教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

5領域に関して意識してほしいポイント (P22)

学校評価・自己評価とは (P28)

個別の（教育）支援計画・個別の指導計画の作成のために (P34・35・36)

キーワードは「乳幼児期にふさわしい遊びと生活」
特に現場の先生方の保育実践の充実のために



2 教員・保育士等の資質の向上 37

- (1) 研修体制の整備 39
- (2) 研修内容の充実 43

各園で計画的・組織的に研修を進めるために
(P40)

「幼児教育・保育相互理解研修」(P46)

キーワードは「専門性の向上」
園内・園外研修の活性化のために



3 小学校教育との連携推進 47

- (1) 連携・交流の体制づくり 49
- (2) つながりを意識した幼児教育・保育内容の充実 53

大切にしたい幼小の「尊重すべきちがい」
(P52)

スタートカリキュラム例 (P50)

連携のステップ (P54)

キーワードは「相互理解」
幼児期の発達や学びが
つながるために



4 子育て・親育ち支援の充実 57

- (1) 「親と子の育ちの場」の充実 59
- (2) 子育て支援体制の充実 65
- (3) センターの機能の整備 69

親子の読み聞かせを
すすめましょう！
(P62)

「とっとり子育て親育ちプログラム」
(P60)

キーワードは「家庭教育を支える」
共働き家庭が多い鳥取県の家庭教育を支えるために



5 地域で支える幼児教育の推進 71

- (1) 幼児教育関係組織の連携 73
- (2) 幼保一体化など新しい課題への対応 77
- (3) 地域に支えられた園づくりの推進 81

市町村における政策プログラムの策定
(P76)

鳥取県の自然や文化などを保育に取り入れて
(P82)

キーワードは「関係機関がつながる」
県・市町村が連携し、地域の子どもを
地域で育てるために



資料編 83

- (1) 幼児教育振興プログラムの改訂に係る検討委員会名簿 84
- (2) 連絡先一覧（県関係課・子育て情報） 85



夢や希望に向かって、学び続け、チャレンジするとっつりの子ども (15歳までに)

鳥取県のめざす幼児の姿

遊びきる子ども



学びの基礎づくり

豊かな人間性

健康な体づくり

改訂版 鳥取県幼児教育振興プログラム

～就学前教育の充実と幼児期から小学校への一貫した支援体制の整備～

《推進の柱》

1 幼児教育・保育内容の充実

2 教員・保育士等の資質の向上

3 小学校教育との連携推進

4 子育て・親育ち支援の充実

5 地域で支える幼児教育の推進

《基本方針》

- ・幼稚園教育要領・保育所保育指針に沿った幼児教育・保育の展開
- ・特別支援教育の推進

- ・研修体制の整備
- ・研修内容の充実

- ・連携・交流の体制づくり
- ・つながりを意識した幼児教育・保育内容の充実

- ・「親と子の育ちの場」の充実
- ・子育て支援体制の充実 ・センター的機能の整備

- ・幼児教育関係組織の連携
- ・幼保一体化など新たな課題への対応
- ・幼児教育・保育環境の改善

【幼児】

- ・文字や数字への興味関心が高い
- ・情報が得やすく知識が豊富
- ・素直で人なつっこい
- ・物があふれた中での生活
- ・基本的な生活習慣の自立の遅れ
- ・コミュニケーションの能力が未発達
- ・小学校生活への不適應
- ・外遊びや直接体験の不足
- ・体の使い方が未熟で、体力・運動能力が低い
- ・自制心や規範意識の不足
- ・遊びこむ（遊びに集中・遊びに広がり・試行錯誤のある遊び等）体験の不足

【保護者】

- ・園行事への参加率が高い
- ・我が子へ愛情をかけている
- ・公的な場でのマナーなど規範意識の低下
- ・子育てよりも自分のことを優先
- ・しつけ、子育てを幼稚園や保育所にまかせがち
- ・コミュニケーション能力、人とつながる力の弱さ
- ・子育ての孤立化・子育て不安や情緒不安定

【地域・社会】

- ・少子・核家族化
- ・身近な自然や遊び場の減少
- ・子育て支援体制整備の充実と活用
- ・メディアへの依存
- ・近所の人や地域とのつながりの希薄化
- ・育児情報の氾濫
- ・子ども同士で遊び、葛藤しながら成長する体験の機会の減少

【教員等】

- ・家庭や地域社会の教育力の低下に対応するための資質・専門性を高める必要
- ・教員等自身の多様な体験の不足
- ・保護者等との良好な関係を構築する力が未熟
- ・保育を構想し実践する能力が不足する傾向
- ・多様な発達や家庭環境に対応する力が必要

背景

鳥取県の特徴・女性就業率が高い・保育所入所児の割合が高い・長期間保育・長時間保育の子どもが多い

【鳥取県幼児教育振興プログラムの全体像】

本県がめざす幼児の姿「遊びきる子ども」の育成に向けて、下記の5つの推進の柱に基づき、基本方針と目標を設定しました。県と県内全ての幼稚園・保育所・認定こども園、設置者が各々取り組むことを具体的に示しています。

めざす幼児の姿

遊びきる子ども



乳幼児期にふさわしい遊びと生活

1 幼児教育・保育内容の充実

基本方針（1）幼稚園教育要領・保育所保育指針に沿った幼児教育・保育の展開

目標① 幼稚園教育要領・保育所保育指針の内容の理解推進

目標② 幼児教育・保育内容の充実

目標③ 学校評価・自己評価の実施

基本方針（2）幼児教育・保育環境の改善

目標① 幼児教育・保育環境の整備

基本方針（3）特別支援教育の推進

目標① 園内体制の整備

目標② 個別の（教育）支援計画の作成・活用

専門性の向上

2 教員・保育士等の資質の向上

基本方針（1）研修体制の整備

目標① 計画的・組織的な研修の推進

目標② 研修体系の整備

基本方針（2）研修内容の充実

目標① PDCAサイクルに基づいた研修の充実

目標② 幼保一体化に向けた研修の充実

相互理解

3 小学校教育との連携推進

基本方針（1）連携・交流の体制づくり

目標① 幼児と児童の交流活動の推進

目標② 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校教員の連携・交流の推進

基本方針（2）つながりを意識した幼児教育・保育内容の充実

目標① 接続期のカリキュラムの作成

目標② 連携体制の整備

家庭教育を支える

4 子育て・親育ち支援の充実

基本方針（1）「親と子の育ちの場」の充実

目標① 多様な場を活用した交流機会の提供

目標② 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実

目標③ 親と子の生活習慣づくりの支援

基本方針（2）子育て支援体制の充実

目標① 関係機関と連携した子育て支援体制の充実

目標② 家庭や地域における子育て支援体制の充実

基本方針（3）センター的機能の整備

目標① 幼稚園・保育所・認定こども園におけるセンター的機能の充実

これからの幼児教育の指針

関係機関がつながる

5 地域で支える幼児教育の推進

基本方針（1）幼児教育関係組織の連携

目標① 幼児教育関係組織の連携体制の整備

目標② 市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定

基本方針（2）幼保一体化など新たな課題への対応

目標① 幼稚園・保育所・認定こども園の連携推進

目標② 認定こども園制度の活用促進

基本方針（3）地域に支えられた園づくりの推進

目標① 地域資源の活用

【キーワード】

「遊びきる子ども」の育成に向けて5つの柱にはキーワードを設けています。例えば、推進の柱1では、「乳幼児期にふさわしい遊びと生活」を通して、「遊びきる子ども」を育てます。



第 I 章 改訂の趣旨

県教育委員会では、平成16年5月に「鳥取県幼児教育振興プログラム」を策定し、幼児教育充実にに向けた取組を推進してきました。その間、少子高齢化や核家族化をはじめとする幼児を取り巻く環境の変化もあり、幼児の育ちなどに対するさまざまな課題への対応が必要となっています。

また、県内では幼保一体化施設や認定こども園が開設されるなど、各地域の実態に応じた幼児教育・保育が展開されつつあります。

さらに、国の法改正や、平成18年10月に策定された国の「幼児教育振興アクションプログラム」、平成20年3月に告示された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」に基づく対応も必要となっています。

このような状況を踏まえ、時代の変化や新たな課題に対応した今後の本県や各市町村、各園における幼児教育・保育の方向性や具体的な取組等の指針を示すため、プログラムを改訂することになりました。

改訂にあたっては、県内学識経験者、保護者、幼稚園・保育所・小学校、市町村保育担当課の関係者と県外アドバイザーからなる鳥取県幼児教育振興プログラムの改訂に係る検討委員会で協議いただいたことをもとに、県教育委員会が改訂作業を進めました。

県教育委員会では、このプログラムに沿って、知事部局や関係課をはじめ、各市町村と連携・協力しながら、幼児教育・保育の充実にに向けた取組を推進し、幼稚園・保育所・認定こども園、家庭・地域を支援していきます。

今後、市町村においては、本プログラムを参考に、地域の実情に応じて幼児教育に関する政策プログラムを策定または改訂するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園や家庭・地域、関係機関等が連携して取り組むことが期待されます。幼稚園・保育所・認定こども園においては、教育・保育課程や指導計画、教職員の研修計画を作成・実施し、幼児教育・保育の充実に努めることが期待されます。

なお、本プログラムは、おおむね5年間を目途に、必要に応じて見直していくことにしています。また、改訂前のプログラム（平成16年5月策定）は3歳から5歳の幼児教育を対象としていましたが、0歳から2歳までの乳幼児期における家庭教育等も極めて重要な意味を持つものと考え、乳児の受入れをする保育所や認定こども園にも対応できるよう、0歳から就学前の乳幼児を対象に含めました。

「幼児教育」と「保育」について

幼稚園や保育所、認定こども園においては、乳幼児の発達の過程に応じた養護と教育が一体的に取り組み、一般的にはそれが「保育」として表現されています。

しかし、このプログラムでは、原則として「幼児教育」は幼稚園児を対象とする教育（幼児期の学校教育）、「保育」は保育所児童を対象とする保育という言葉で表現しています。

【参考】

保育所の保育については、保育所保育指針で「養護と教育を一体的に行うことを特性とする」と示されています。「養護」とは「子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助やかかわり」であり、「教育」とは「子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、『健康』『人間関係』『環境』『言葉』及び『表現』の5つの領域から構成される」としています。

幼稚園については、学校教育法第22条で「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」と幼児の発達の特性から教育の前提として養護や保護といったことが必要であると示されています。

第Ⅱ章 鳥取県の現状

県内には、平成24年4月現在、公立幼稚園8(うち休園2)、国立大学附属幼稚園1、私立幼稚園28、保育所191の施設があり、そのうちの11園が認定こども園です。

(6ページ資料1「幼稚園・保育所の施設・入所児童数」)

また、県内19市町村のうち、幼稚園を設置する市町村は7市町村、保育所のみを設置する市町村は12市町村です。平成23年度の就園率(小学校1年生に占める幼稚園、保育所修了者の割合)は、幼稚園約34%、保育所約62%であり、保育所に入所する幼児の方が多い状況となっています。(6ページ資料2「就園率」) 全国と比べても、幼稚園の就園率は35位と低く、反対に保育所の就園率は8位と高くなっています。

女性の社会進出、雇用形態の多様化の要因もあり、保育所入所児童数は年々増加しています。(6ページ資料3「保育所への入所状況」) 三世帯同居の割合は全国8位、児童10万人あたりの保育所数は全国5位となっており、子育てのしやすい社会状況にあるのではないかと推察されますが、年度途中の1歳未満からの入所や長時間保育を受ける子どもの割合が増加する傾向があるなど、保育ニーズの多様化に応じた対応が求められています。

県内でも、核家族化、少子・高齢化をはじめとする社会の変化などにより人間関係が希薄化したり、家庭教育が困難になったりする状況があります。また、地域の教育力の低下も懸念されています。(8ページ資料4「地域の姿について」) さらに、家庭での豊かな体験が不足してきており、幼稚園・保育所・認定こども園で豊かな体験をさせていくことが必要です。人格形成の基礎を培う重要な幼児期の教育を充実するとともに、県内すべての乳幼児の健やかな育ちを支えることが重要な課題となっています。

県教育委員会と福祉保健部は、連携事業として研修を実施し、幼稚園教員・保育士の指導力向上を図っています。また、幼児教育専任指導主事(以下専任指導主事)と保育専門員が幼稚園・保育所を訪問して、幼児教育・保育に関する実態把握、指導助言を行うことにより、各園(所)の取組を支援しています。平成22年度からは、市町村保育担当課と連携して、保育所の計画訪問を実施しています。

一方、保育の実施主体である市町村は単独で保育所指導を行う専任職員の配置が困難であったり、幼児教育に関する政策プログラムの策定が進んでいなかったりするなど、市町村の幼児教育充実体制は十分とはいえない状況があります。

＜幼稚園・保育所の施設・入所児童数＞

資料1

(幼稚園は平成24年5月1日現在、保育所・届出保育施設等(認可外保育施設)は平成24年4月1日現在)

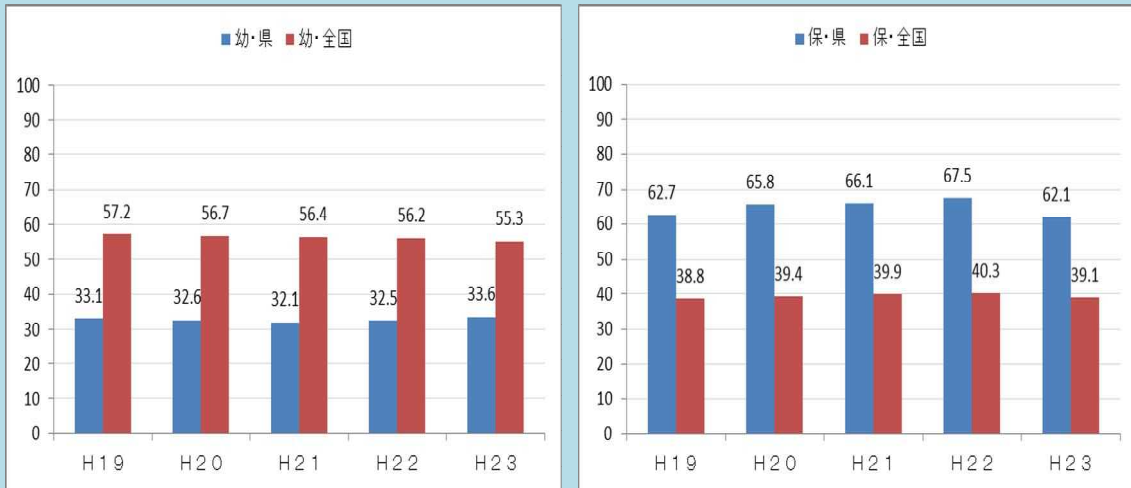
区分	種別と対象児童	施設数	入所児童数
公立幼稚園 (国立も含む)	教育施設 (満3歳から就学前児童)	9 ※2園休園中	338名
私立幼稚園	教育施設 (満3歳から就学前児童)	28	3,779名
保育所	児童福祉施設 (乳児から就学前児童)	191 (公立124、私立67)	16,346名
届出保育施設等	ベビーホテル、事業所内保育施設などを含む。	42 (院内13、事業所内6、その他23)	640名

＜就園率＞ ※小学校1年生に占める割合

資料2

幼稚園は平成23年5月1日現在、保育所は平成22年5月1日

「学校基本調査」文部科学省・「社会福祉施設等調査」厚生労働省

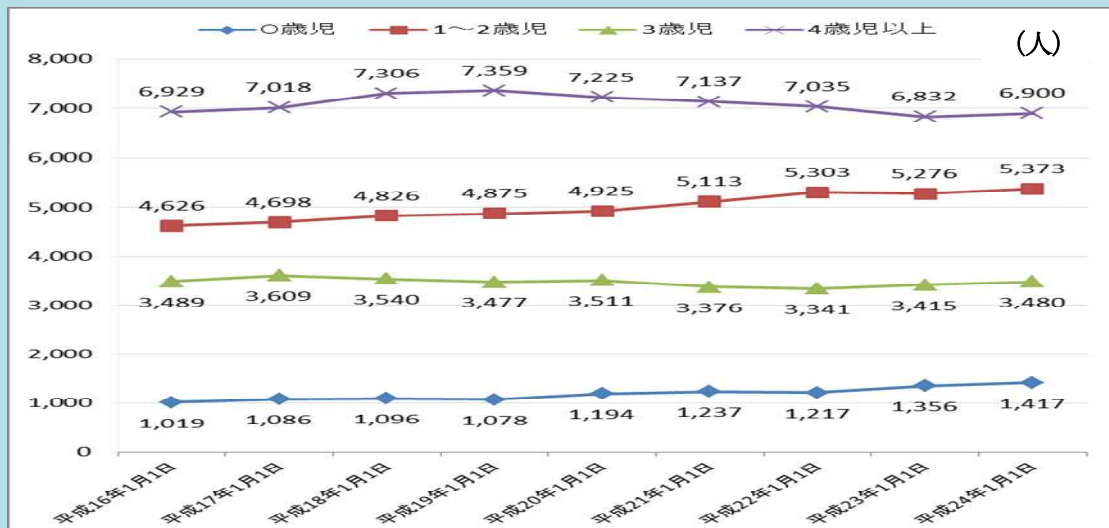


＜保育所への入所状況＞

資料3

「鳥取県の少子化の現状と子育て支援の取組」

(平成24年7月 鳥取県福祉保健部子育て王国推進局)



幼児教育専任指導主事・保育専門員による園訪問の際の聞き取りや保育参観から、下記のような姿がうかがえます。

■子どもの姿

早期から文字を覚え、数を数えるなど知的なことへの関心が高い一方で、家庭や地域における外遊びや直接体験が不足している、基本的な生活習慣の定着や精神的な自立に遅れがある、子ども同士のふれあいが希薄となり集団生活への適応に時間がかかるなどの傾向が見られます。

また、語彙は豊富であっても、自分の思いを言葉にして伝えたり相手の思いを受け止めたりすること、大人とのかかわりはできても同年代の友達とかかわることなどが苦手であるといった傾向も見られます。

■保護者の姿

子どもに対し、過保護や過干渉になりがちである一方、公共のマナーを教えられない、子育てへの不安や孤立感がある、子育てを幼稚園や保育所等に依存しがちであるなど、保護者自身についての課題が増えています。

また、保護者同士の関係づくりにも課題が見られます。

さらに、乳幼児期に親子の愛着関係をしっかりと築き情緒の安定を図っていくことや、子育て文化の継承が課題となっています。(8ページ資料5「保護者の姿について」)

■幼稚園教員や保育士の姿

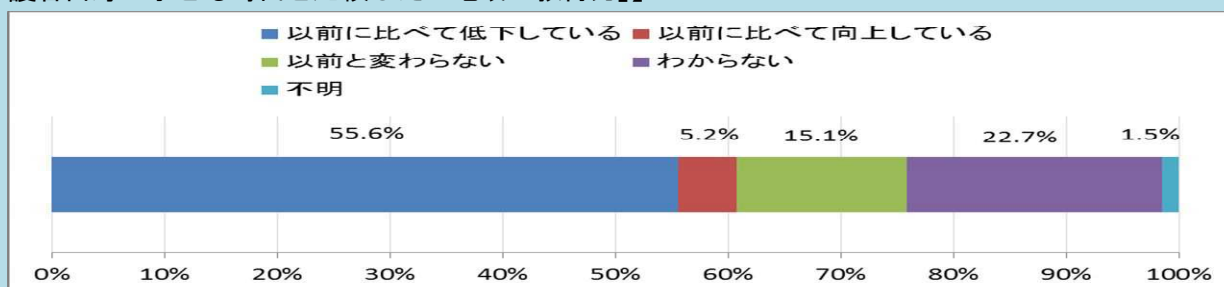
長時間保育への対応や勤務形態の複雑化などにより、研修時間の確保が難しくなっています。(8ページ資料6「園内研修が『あまり充実していない』『充実していない』と答えた理由」) また、研修意欲はあっても園外研修に参加しにくい状況もあります。

子どもの育ちをつなげていくべき幼稚園・保育所・認定こども園・小学校においては、子ども同士の交流や教職員の交流は進んできましたが、相互の保育・教育に対する理解は必ずしも十分ではないという課題があります。

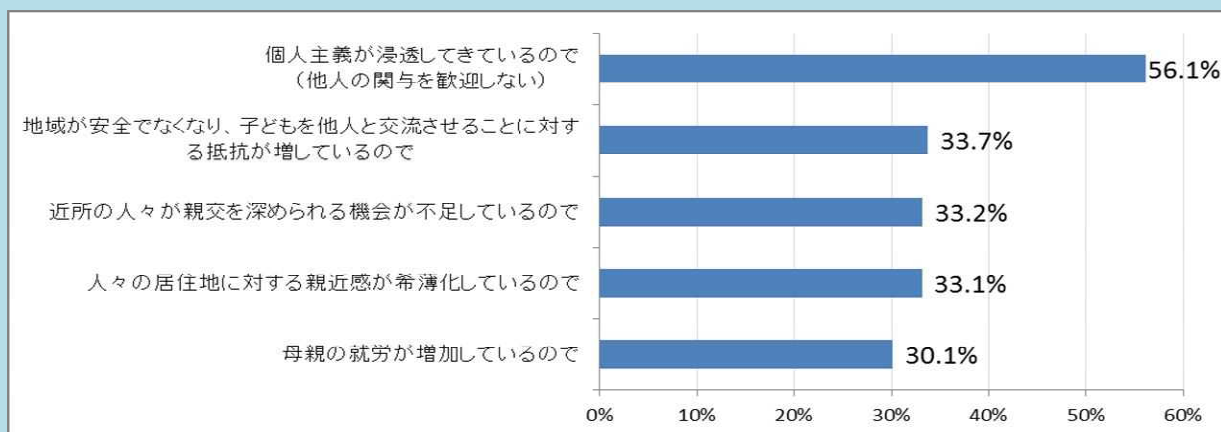
<地域の姿について>

【保護者自身の子ども時代と比較した「地域の教育力」】

資料4



【地域の教育力が以前に比べて低下している主な要因】



「地域の教育力に関する実態調査」（平成18年3月 文部科学省委託調査）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/003/siryu/06032317/002.htm

<保護者の姿について>

資料5

- ・自分の子どもを持つまで、赤ちゃんに接する経験のない人も多くなっています。
- ・相談・協力できる人が家族にいないなど、親だけで子育てを担わなくてはならない家庭も増えています。
- ・教育について豊富な情報や選択肢がある環境の中で、子育てに悩み、心理的に追い込まれている場合もあります。
- ・生活のストレス、社会的な孤立感などが要因で、児童虐待につながることもあります。
- ・自然体験や友達との遊びの体験、親から子へ知恵や習慣を伝承していくことが困難になっています。

「つながりが創る豊かな家庭教育」（平成24年3月 文部科学省）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/04/16/1319539_1_1.pdf

<園内研修が「あまり充実していない」「充実していない」と答えた理由>

資料6

	回答	公立幼稚園(園数)	私立幼稚園(園数)	公立保育所(園数)	私立保育所(園数)
1	仕事が多忙で研修会する時間がない	1	4	17	11
2	研修の中心となる職員がいない	0	0	3	3
3	職員研修の計画がない	0	0	2	0
4	平日は子どもがいるため、時間外の研修は難しい	1	7	18	11
5	全員そろっての研修会の実施が難しい	1	7	28	13
6	研修の必要性を感じない	0	0	0	0
7	その他	0	1	2	2

鳥取県幼児教育調査（平成24年5月）

POINT

本県の児童生徒の現状から、規則正しい生活リズムや生活習慣を乳幼児期から身につけておくことが、小学校以降の学習や生活の大きな基盤となることが考えられます。

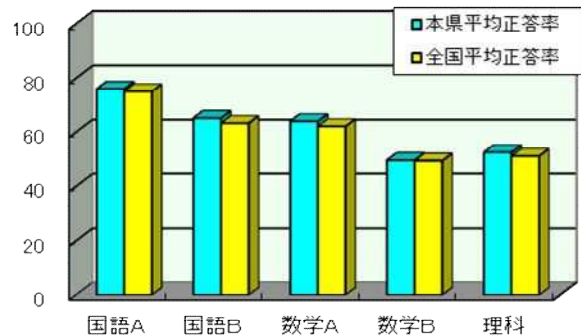
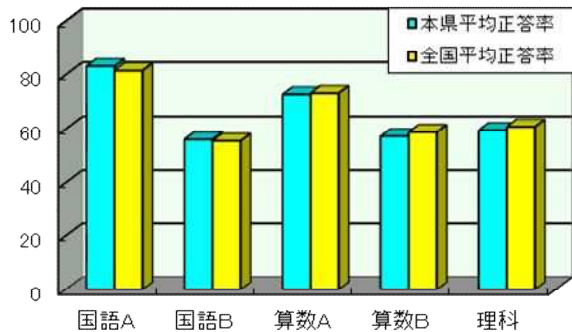
■本県の児童生徒の現状

(1) 平成24年度全国学力・学習状況調査の結果

教科の調査：国語、算数・数学（A[知識]、B[活用]）、理科

小学校6年	国語A	国語B	算数A	算数B	理科
本県平均正答率	83.2	56.2	72.8	57.3	59.6
全国平均正答率	81.6	55.6	73.3	58.9	60.9

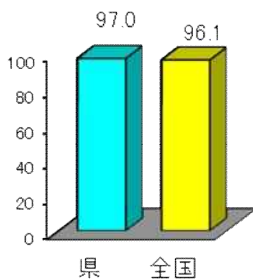
中学校3年	国語A	国語B	数学A	数学B	理科
本県平均正答率	76.0	65.2	64.0	49.5	52.4
全国平均正答率	75.1	63.3	62.1	49.3	51.0



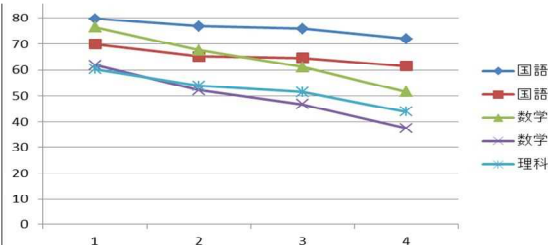
国語は全国の平均を上回っていますが、算数と理科は全国の平均を下回っています。

すべての教科で全国の平均を上回っています。

朝食を毎日、食べている

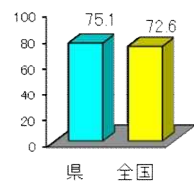


「毎日、朝食を食べますか」で選んだ項目と正答率の関係

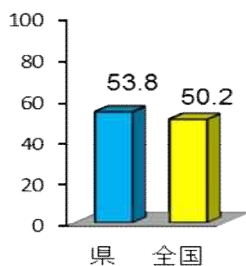


- 1 毎日食べる 2 どちらかと言えば食べる
3 どちらかと言えば食べない 4 食べない

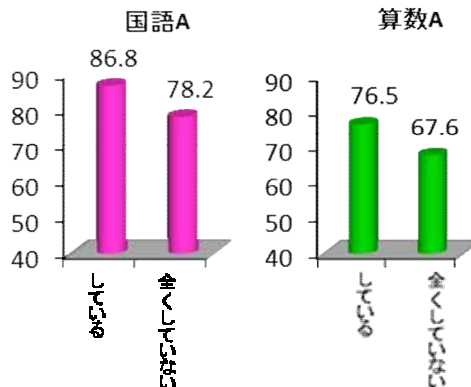
読書は好きである



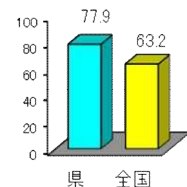
家で学校の復習をしている



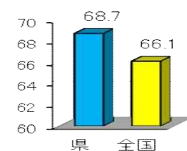
「家で学校の授業の復習をしていますか」で選んだ項目と国語A・算数の正答率との関係



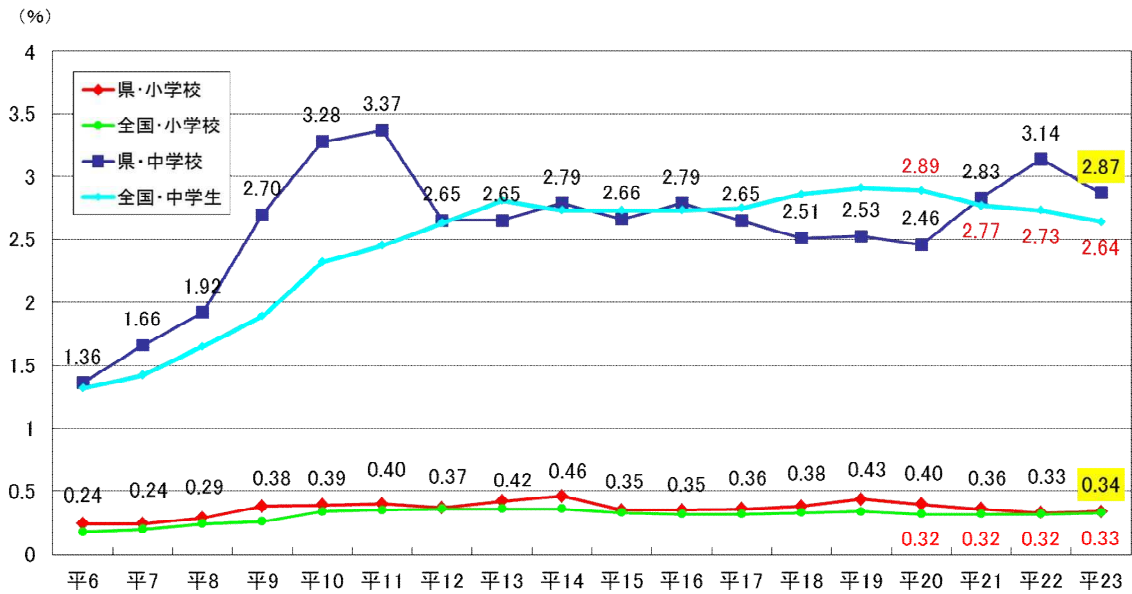
地域の行事に参加している



テレビ・ビデオを1日2時間以上見たり聞いたりする



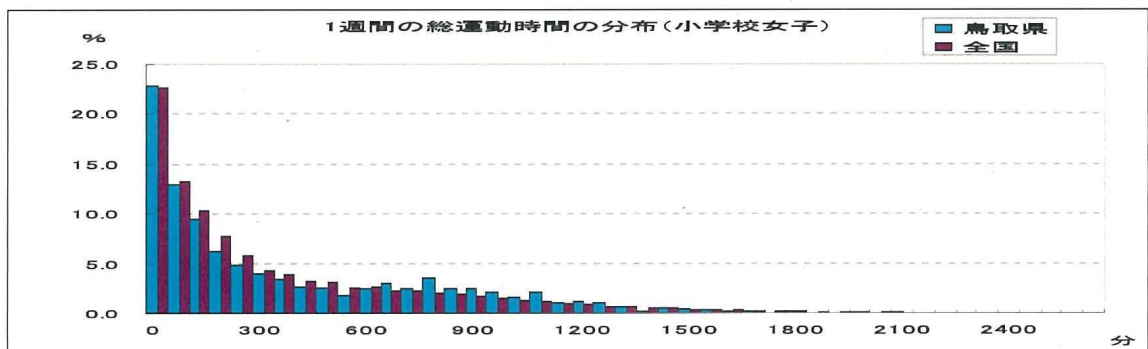
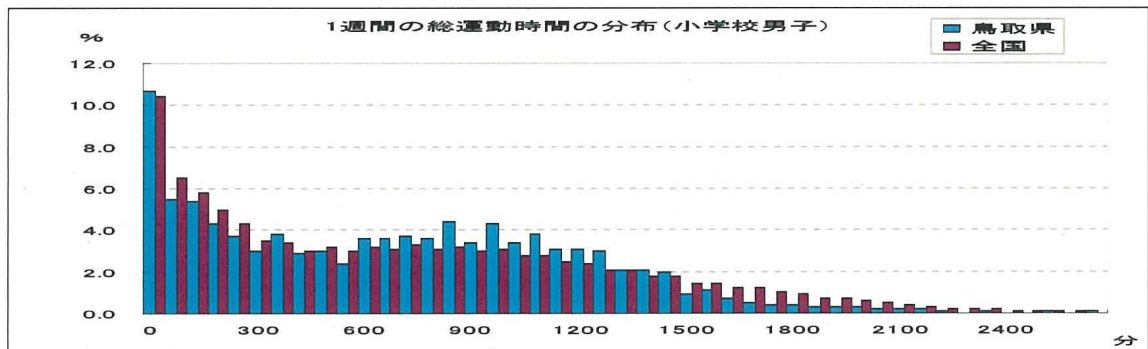
(2) 不登校児童生徒の割合の推移（平成6年度～23年度）



小学校の不登校児童数は横ばい、出現率は全国をやや上回っている。中学校の不登校生徒数は減少に転ずるが、出現率は全国を上回っている。

(3) 平成22年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査 鳥取県の結果

【小学校】



1週間の総運動時間では、中学生で運動する子どもとしない子どもの二極化が見られた。小学生の男子においても、その傾向がうかがえる。また、女子については、小学生で22.8%、中学生で25.8%の子どもが1週間の総運動時間が60分未満であり、1/4近くがほとんど運動していない状況である。

第三章 めざす子どもの姿

1 遊びきる子ども

遊 び き る 子 ど も

本県では、「遊びきる子ども」をめざす子どもの姿として掲げました。

遊びと生活の中で、心も頭も体も一緒に育つのが乳幼児期の特徴です。友達との集団生活を通して、「遊びきる子ども」を育てていくことをめざします。

遊びの楽しさは、子どもが**遊びたい**という意欲から、自ら**遊びだす**ことで始まります。そして、**遊びこむ**ことで、遊びの楽しさやおもしろさが深まったり広がったりしていきます。十分に遊びこむことが**遊びきる**ことにつながり、遊びきることで心地よい満足感や達成感を味わっていくのです。この満足感や達成感といった自己充実感が自信となり、新たな遊びを生み出すエネルギーや次の活動への気持ちの切り替えにつながるのです。

そのため、幼稚園・保育所・認定こども園では、友達とたっぷり遊ぶ時間と場を保障し、心ゆくまで遊びきるができる環境を構成することが必要となります。

また、幼児教育・保育の専門家である保育者が、主体的な遊びを中心とした乳幼児期にふさわしい生活をつくっていくことが重要です。



POINT

「遊びこむ」とは、遊びに集中する中で、その子らしい発想が生かされて遊びが深まったり広がったりしながら継続して展開されている状態のことをいいます。そこには、時間・空間・仲間の三つの間が必要です。我を忘れて「遊びこむ」ほどの楽しさを知ることが「遊びきる」ことにつながります。「遊びきる」とは、一人一人が自己発揮をし、様々な葛藤体験を乗り越えながら友達とかかわって十分に遊びこみ、満足感や達成感を味わうことができている状態であるととらえられます。

2 遊びの中の学び

幼児期は、知識を教えられ身につけていく時期ではなく、遊びながら学んでいく時期です。子どもは、夢中になって遊びこむ中で、保育者や友達、地域の人々、自然やさまざまなもの・出来事に会います。それらとのかかわりを広げたり深めたりしていくことで、新しい世界に気付き、自分自身について振り返るようになっていきます。

子どもは、幼稚園や保育所、認定こども園で、興味や関心に基づいた自発的な活動や具体的な体験を通して多くのことを学びます。子どもの遊びには、成長や発達にとって重要な体験がたくさん含まれています。遊びは幼児期にふさわしい学びなのです。その学びの質を高めるために、保育者は幼児の内面を理解し幼児が経験していることを的確にとらえ、**遊びこむ・遊びきる**ことにつながるのです。



遊びの中の学び

◇健康な心と体

体力の向上：園庭などで、おもいっきり走りまわって遊んだりすることで体力がつく。

基本的な生活習慣：食事の前に手を洗うなど、ふだんの生活に必要なことができるようになる。

◇自立心・人とかかわる力

自立心：身のまわりのことを自分でやろうとしたり、自分で考えて行動したりする。

社会性・道徳性：よいことや悪いことの区別、他者への思いやり、きまりをまもろうとする気持ちをもつ。

◇思考力の基礎

思考力の基礎：遊びのなかで、考えたり試したり工夫したりすることで、思考力が伸びる。

数への興味：遊びのなかで物や人をかぞえるなどして数などに興味をもつ。

◇言葉の獲得

話す力：友達や先生とコミュニケーションを楽しみ、しだいに相手にわかるように話す。

聞く力：友達との関係が深まるにつれて相手の話に関心を持ち、相手の話を理解しようとする。

◇表現力

感性：自然などに触れるなかで、感性が豊かになる。

表現：ごっこ遊び、リズム遊び、絵をかくことなどをとおして、感じたことを自由に表現する。

出典「幼稚園ってなあに～学校教育のはじまり～」2009 文部科学省



POINT

遊びは幼児期にふさわしい学び

- ・転がる仕組みを発見する
- ・遊び方を話し合う
- ・遊び方を工夫する
- ・転がす順番を守る
- ・さまざまな斜度、素材で試す
- ・片付けをする

など、遊びにはたくさんの学びがひそんでいるのです。

3 育ちと学びの連続性

幼稚園教育要領及び保育所保育指針の「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域と小学校の「国語」や「算数」などは、一見何のつながりもないように見えたり、ある領域と特定の教科が直接つながっているように見えたりするかもしれません。

幼児期の教育と小学校教育は、指導法や学び方に尊重すべき違いがありますが、特定の領域と教科の表面的なつながりではなく、全体として深いところで結びついています。幼児期の教育の特性である遊びを通しての総合的な指導が、義務教育及びその後の教育の基盤を作っているのです。**遊びこむ・遊びきる**ことを大切にした指導により、学びの質を高めることが求められます。

幼稚園や保育所での生活や育ちが基礎になって、
小学校での学習や生活につながります。

子どもの育ちと学びの連続性

